

議案第 14 号

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

児童福祉法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備（第 3 条関係）

(1) 通園施設の事業内容の整備

児童福祉法が一部改正され、医療型児童発達支援の定義が児童発達支援に統合されることに伴い、つくしんぼ教室においては、従来の福祉型の児童発達支援を行うものであることを明確にするための規定の整備を行うこととする。

(2) その他

児童福祉法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日